

「情報公開法・公文書管理法の改正」を目指して

— 両実行委員会の「行動方針」と「行動提起」 —

「秘密保護法」廃止へ！実行委員会／共謀罪 NO！実行委員会

1. 両実行委員会（以下、「当実行委員会」と記す）におけるこれまでの討議の経緯と到達点

(1) 2020年「強行採決から7年 秘密保護法の廃止を求める12・6集会」での確認の要旨

当実行委員会は、特定秘密保護法の廃止を目指す取り組みを進めるなかで、その道筋に情報公開法と公文書管理法の改正があるとの認識に立ちました。そして議論を重ねた結果を2020年12月に行った「強行採決から7年 秘密保護法の廃止を求める12・6集会」で報告し、当実行委員会の活動の重要な柱の一つとして、その位置づけを確認しました。

下記の文章は、その集会で当実行委員会が報告した文書からの抜粋です。

特定秘密も法律上は公文書管理法に則って運用されなければならないので、特定秘密保護法を考える時には、公文書管理法を視野に入れることがとても重要である。

したがって私たちは、情報公開法と公文書管理法の改正によって、特定秘密保護法廃止への道筋を見出したいと考えている。それは、行政文書だけでなく立法文書や司法文書も公文書管理法で規定できるようにすることも視野に入れている。

公文書が作られ、管理されていても、情報公開の壁が厚く、また高くは知る権利は守られない。また、情報公開法が整っていくことによって、公文書の管理を充実させざるを得なくなる。この二法は、まさに車の両輪である。この二法が整備されることで、特定秘密保護法の廃止への道筋が、よりはっきりすることになる。

この確認の下で、情報公開法と公文書管理法の具体的な改正に向けた、当実行委員会の取り組みへの模索が始まりました。

(2) 「共通理解」構築のための情報共有の取り組み

情報公開法と公文書管理法（以下、「二法」と記す）の改正については、野党が改正法案を提出していたのですが、2021年10月の衆議院解散に伴い廃案となりました。当実行委員会では国会の動向を注視するなかで、廃案も想定しながら二法の新たな改正法案の提出を、野党（場合によっては与党議員も巻き込んで）に働きかけることを念頭に置いた活動に取り組むこととしました。

その第一段階として、当実行委員会の活動メンバー間の共通理解構築のために、情報共有の場を毎月の定例会議のなかに設けました。そして2021年7月から10月にかけて意見交換を重ねました。この意見交換では、二法を考えるうえで重要だと思われる当時の社会的な関心事のなかから、森友事件の「赤木ファイル」問題と、入管による人命軽視事件である「ウィシュマ・サンダマリさん死亡」問題の報道を、議

論の素材として取り上げました。この2件の事例を情報公開法の視点で掘り下げ、さらに公文書管理法の視点で掘り下げることにより、二法の改正に対する視点が鮮明になっていきました。

(3) 2件の事例から掘り下げた二法についての改正の視点

当委員会内での意見交換の結果、以下のような問題点が見えてきました。

- ❖ 情報の開示を求められた側は、文書の存在を隠そうとする。または、行政文書ではない（開示の対象ではない）という主張をする。それは監視カメラ映像も同じ。
- ❖ 財務省や入管庁は、自分たちが正しいという態度。第三者の調査などを認めようとしない。
- ❖ その一方で、開示文書を黒塗りにするという行為に、自分たちの行動が（違法またはそれに近いことで）批判の対象と成り得ることを認識していることが伺える。
- ❖ 「赤木ファイル」によって財務省による文書の改ざんや野党議員に対する文書の隠蔽が行われたことが明らかになったことから、行政側の「公文書」に対する理解の欠如が明確になった。
- ❖ 高額な開示費用の存在が、情報開示請求への扉を閉ざすことに繋がっている。
- ❖ 行政における人権感覚の欠如と差別意識が、目に余ると感じられるほどである。

2. 当実行委員会が考える具体的な改正点について

当実行委員会では、二法の改正について以下のように、具体的な目標を整理しました。ただし、これがゴールではなく、今後も研究や討議を積み重ねて、よりしっかりとした条件整備を行っていきます。

(1) 情報公開法の改正

- 1) 第1条（目的）に「国民の知る権利」を明記する。
- 2) 第2条（定義）第2項から「当該行政機関の職員が組織的に用いるものとして」という文言を削除する。
- 3) 市民による情報公開請求について、行政機関が決定に要する期限の短縮（第10条）、費用の軽減（第16条）などを行う。
- 4) 第5条（行政文書の開示義務）については、不開示情報を可能な限り制限する。また、ヴォーン・インデックスやインカメラ審理を積極的に導入する。
- 5) 市民が行政情報を積極的に利用できるように、分かりやすい情報提供を行政に求める。

(2) 公文書管理法の改正

- 1) 条文に「知る権利」を位置付ける。
- 2) 第2条（定義）から「組織的に用いるものとして」という文言を削除する。
- 3) 他の法律の規定にとらわれず、独立した規則として、公文書管理法に定める規定を優先させる。
- 4) 行政側が独自の解釈で法の運用をするのではなく、誰が携わっても同じ経緯・結果になるような運用を行うように、公文書の作成から保管までを具体的に条文に明記する。
- 5) 公文書の保存期間の上限について、30年原則を明記する。

- 6) 保存期間を1年未満とする公文書については、その基準を条文で明確にする。
- 7) 閣議・閣僚会議等の議事録の作成・公表を義務付ける。
- 8) 公文書管理法に「罰則規定」を設ける。

3. 二法の改正に向けた論点整理

これまでの取り組みと、2021年12月6日に行った集会での、三木由希子氏（情報公開クリアリングハウス理事長）の講演から、二法の改正に対する当実行委員会の今後の取り組みの論点整理を、以下のように行いました。

三木さんからの問い掛け	問題の本質	運動の視点と具体的な行動
<p>◇政治のアカウントビリティがどこまで意識されていたか？</p> <p>◇政治のアカウントビリティが希薄な中で、実務レベルのアカウントビリティが徹底できるのか？</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>❖二法の制度の問題である以上に、法を執行・運用する組織の問題であること。</p> <p>❖特に、行政組織（実務レベル）と政務・幹部（政治レベル）の関係の問題であること。</p> <p>❖「違法でなければ良い」という政府・政治の傾向が顕著に出ている問題であること。</p>	<p>◇自衛隊日報問題、森友学園問題、加計学園問題、桜を見る会名簿、日本学術会議問題、新型コロナ政府対応記録、etc、</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>➢ 政治問題の公文書管理問題化</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>➢ 政治レベルのアカウントビリティの問題</p>	<p>◆政治レベルへのアプローチを考える。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>➢ 情報公開法と公文書管理法の改正をセットで考える。</p> <p>➢ セットで考えることの意味を与野党の議員に浸透させる。</p> <p>⇒情報の所有者は誰か（主権者＝国民主権）という認識と、公文書管理の必要性（行政の記録＝政治の足跡を後世に残す）ことの意義を明確にして、与野党にアプローチする。</p>
<p>◇公文書管理を巡る過去の経緯を振り返る。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>❖官僚主導におけるアカウントビリティをベースにした行政文書管理を下敷きに公文書管理法ができる。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>❖安倍政権下での一連の不祥事を受けた行政文書管理ガイドラインの改正 ⇒政治が行政の不始末を「指導」する構造になった。</p>	<p>➢ 制度の形骸化</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>➢ 情報公開法、公文書管理法の「要所を押さえ」、</p>	<p>◆具体的な改正内容へのアプローチを考える。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>➢ 情報公開法の要所を押さえる。</p> <p>⇒利益と比較衡量、インカメラ審理の導入、デジタル化への対応、etc.</p> <p>➢ 情報公開法の技術的改正を考える。</p> <p>⇒開示請求権の対象範囲の見直し、不開示規定の見直し</p>

三木さんからの問い掛け	問題の本質	運動の視点と具体的な行動
<p>❖情報の非公開により政治が行政に守られる構造。</p> <p>❖政治が法制度の解釈運用を歪める現象。</p>	<p>「技術的改正」を考える。</p>	<p>し、etc.</p> <p>➤公文書管理法の要所を押さえる。</p> <p>⇒組織の活動・機能を示す記録は行政文書に包摂されるような枠組みにしてい く、etc.</p> <p>➤公文書管理法の技術的改正を考える。</p> <p>⇒文書の作成義務の範囲の見直し、行政文書の廃棄審査のプロセスの見直し、etc.</p>

当実行委員会は、この論点整理をもとに、二法の改正に向けた取り組みを、さらに推し進めていきます。

以上

(2022年4月6日／文責：前田能成)